



令和7年度 越前市における住宅支援事業一覧



赤字 … 前年度の制度から変更のあった部分
※原則、予算がなくなり次第終了となりますので、お早めに補助金の申請をお願いします。

対象	補助制度	期日	補助内容	対象区域	主な補助要件	補助率	補助限度額
住宅の取得	新住宅取得推進事業	申込み (新築住宅の場合) 12/25まで 交付申請 3/15まで 保存登記受付 ・居住開始 3/15まで	住宅を取得する人に取得費用の一部を補助します。	居住誘導区域 【市外からの移住者】 市全域	・延床面積が75㎡以上(まちなか居住区域※の場合40㎡以上)であること (※居住誘導区域かつ中心市街地) ・次のア～ウのいずれかに該当すること ア 新婚世帯(3年以内)、市外からの移住者、空き家を取得する者であること。(いずれの場合も40歳未満(申請者又は配偶者)) イ 子育て世帯(18歳未満の子と同居) ウ まちなか居住区域で住宅を取得する者 ・空き家の場合、次の項目すべてに該当すること ア 耐震性を有すること(又は補強プランを作成すること) イ 住まい情報バンク(おうちナビ)登録物件であること	住宅取得にかかる費用 ×1/10	最大150万円 基本額 ・新婚世帯(3年以内) 20万円 ・市外から転入 +20万円 +30万円 (県外:3年以内 県内:半年) ・子育て世帯 +10万円 ・子ども3人以上 +20万円 ・市内業者 +10万円 ・空き家の購入 +30万円 ・ // (まちなか居住区域) +10万円
	子育て世帯等と移住者への 住まい支援事業	交付申請 べ切:12/25まで	住まい情報バンクに登録された中古の一戸建て住宅を取得したり、賃借したりする場合に、取得費用・リフォーム費用の一部を補助します。	市全域	・住まい情報バンク(おうちナビ)登録物件であること ・子育て世帯(18歳未満の子と同居)、新婚世帯(3年以内)又は移住者であること ・取得する中古住宅が耐震性を有すること(又は補強プランを作成すること) ・対象経費が30万円以上であること ・リフォームの場合、市内業者が施工すること	空き家の取得・リフォーム にかかる費用 ×1/3	取得 50万円 ※安心R住宅(リフォーム済)の場合 ・居住誘導区域 : +60万円 ・その他区域 : +30万円 リフォーム 50万円 加算(子ども3人以上): +20万円
空き家の リフォーム	空き家等リフォーム支援事業	交付申請 べ切:12/25まで	売買・賃貸を目的に空き家等をリフォームする場合に、リフォーム費用の一部を補助します。(直接リフォーム(DIY)する場合は、リフォームに係る材料費用の一部を補助) ※申請者は次の①～③のいずれかであること ① 譲渡・賃貸予定者(空き家の所有者等) ② 取得・賃借予定者(空き家居住予定者) ③ 取得・賃借者(空き家居住者)	市全域	・建築から10年以上経過していること ・売買・賃借契約後2年以内のもの(申請者③の場合) ・住まい情報バンク(おうちナビ)登録物件(申請者①の場合はリフォーム後登録)である又は半年以上居住が認められない物件であること ・延床面積が75㎡以上(まちなか居住区域においては40㎡以上)であること ・対象経費が30万円以上であること ・売買の場合、耐震性を有すること(又は補強プランを作成すること)	空き家のリフォーム にかかる費用 ×1/3	まちなか居住区域※ 120万円 (※居住誘導区域かつ中心市街地) その他 50万円
新婚世帯の 住居費支援 (取得) (リフォーム)	結婚新生活支援事業	交付申請 2/未まで ※事前協議の場合 3/未まで	新婚世帯の住宅取得・リフォーム費用の一部を補助します。 (対象)・住宅取得費 : 新居の工事費、取得費 ・リフォーム費: 新居のリフォーム工事費	【住宅取得】 居住誘導区域外 【住宅リフォーム】 市全域	・婚姻日が令和7年1月1日～令和8年3月末日までであること ・夫婦の所得の合計が500万円未満(年収約670万円未満)であること ・夫婦ともに婚姻日における年齢が40歳未満であること	住宅の取得・リフォーム にかかる費用 ×10/10	取得 30万円 (夫婦ともに29歳以下の場合 +10万円) リフォーム 30万円 (夫婦ともに29歳以下の場合 +30万円)
住宅の建替え (建替え除去)	旧耐震住宅建替除去支援事業	交付申請 12/25まで 建築確認済証 3/15まで	旧耐震住宅を取り壊し、同一敷地において建て替える場合、解体費用の一部を補助します。	居住誘導区域	・子育て世帯(18歳未満の子と同居)、新婚世帯(3年以内)移住者、新たに多世帯同居する者であること ・申請の年度内に解体工事を完了すること ・住宅を新築後、解体する場合、住宅取得後6カ月以内に交付申請すること ・解体後、住宅を新築する場合、申請年度又は翌年度中に着工すること ・市内業者が解体施工すること	解体にかかる費用 ×1/3	30万円
耐震診断 耐震改修等	木造住宅耐震診断等促進事業	交付申請 12/25まで	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断を行う場合に、診断費用の一部を補助します。	市全域	・耐震診断を行う住宅が次のア及びイの要件を両方満たすこと ア 3階建て以下の木造住宅であること かつ、店舗併用住宅の場合は、延べ床面積の1/2以上が住宅の用に供されていること イ 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること ・耐震診断を行う住宅に居住している、又は居住する所有者であること	—	耐震診断・補強プラン作成 費用 (一般診断法) 13万4千円～19万8千円のうち、自己負担 1万円 (伝統耐震診断法) 61万6千円のうち、自己負担 18万4,800円 ※ 古民家鑑定費、床下インスペクション費含む
	木造住宅耐震改修促進事業	工事完了 2/15まで	一戸建て木造住宅の耐震改修工事を行う場合に、改修費用の一部を補助します。	市全域	・補強プラン(一般診断法)に基づく耐震改修工事であること ・耐震診断士が工事監理を行うこと	耐震改修工事に係る費用 ×10/10	全体・部分改修 175万円 ※ R7年度までの時限措置
	伝統的古民家耐震改修 促進事業	工事完了 2/15まで	伝統的古民家の耐震改修工事を行う場合に、改修費用の一部を補助します。	市全域	・伝統的な古民家(伝統的構法によるもの、又はふくいの伝統的古民家の認定を受けた一戸建て木造住宅)であること ・補強プラン(一般診断法又は伝統耐震診断法)に基づく耐震改修工事であること ・耐震診断士が工事監理を行うこと	耐震改修工事に係る費用 ×10/10	全体改修 237万5千円 ※ R7年度までの時限措置
	危険ブロック塀除却事業	工事完了 2/15まで	通学路に面した危険ブロック塀を撤去する場合に、撤去費用や再設置費用(県産材による建替えの場合に限る)の一部を補助します。 ※事前に調査申請が必要となります。	市全域	・申請者は、危険ブロック塀の所有者であること ・通学路に面したブロック塀であること ・市が行う事前調査で安全性が確認できなかったものであること ・(撤去+再設置の場合)福井県産の木材を利用し、塀を建て替えること ・市内業者が施工すること	①又は②のいずれか低い額 【除却】 ① 除却費用×2/3 ② 1万円×塀見付面積 【県産材で建替え】 ① 建替え費用×2/3 ② 2万円×塀見付面積	撤去のみの場合 20万円 撤去+再設置の場合 次のアとイの合計額 ア 撤去 20万円 イ 建替え 40万円
空き家の診断 適正管理	空き家住宅診断支援事業	交付申請 2/15まで	空き家等の建物現状調査(空き家診断)にかかる費用の一部を補助します。	市全域	・申請者は、空き家等の所有者、相続人、納税義務者、又は所有者等から委任された者であること ・住まい情報バンク(おうちナビ)に登録されている又は実績報告までに登録予定であること	空き家診断にかかる費用 ×2/3	3万5千円/戸
	空き家適正管理促進事業	交付申請 2/15まで	空き家所有者等が空き家管理代行サービスを利用して適正管理を行う費用の一部を補助します。	市全域	・申請者は、空き家等の所有者、相続人、納税義務者、又は所有者等から委任された者であること ・福井県空き家管理代行サービス事業登録者が行うものであること ・外観調査、内部確認、内部換気、通水、郵便物の確認、敷地内の草刈りのうち、外観調査を含む2以上の項目を定期的実施し、所有者等に報告すること	管理代行サービス費用 ×1/3	3万6千円/年度 (最大3年間)
危険空き家の 解体	老朽危険空家解体撤去事業	交付申請 2/15まで	老朽危険空家等の解体撤去にかかる費用の一部を補助します。 ※事前に調査申込みが必要となります。	市全域	・老朽危険空家、準老朽危険空家であること ・老朽危険度の測定基準による評点の合計点数が補助基準以上であること 老朽危険空家 : 100点以上 準老朽危険空家 : 25点以上 ・補助対象空家の敷地内にある全ての建築物・工作物・立木・動産等を除去し、更地にする ・市内業者が施工すること	解体撤去にかかる費用 ×1/3	老朽危険空家 70万円 準老朽危険空家 50万円 ※下記条件のいずれかに該当する場合 +30万円 ・前面道路3m未満、又は非接道 ・木造以外(老朽危険空家の場合) ・延べ床面積: 200㎡以上